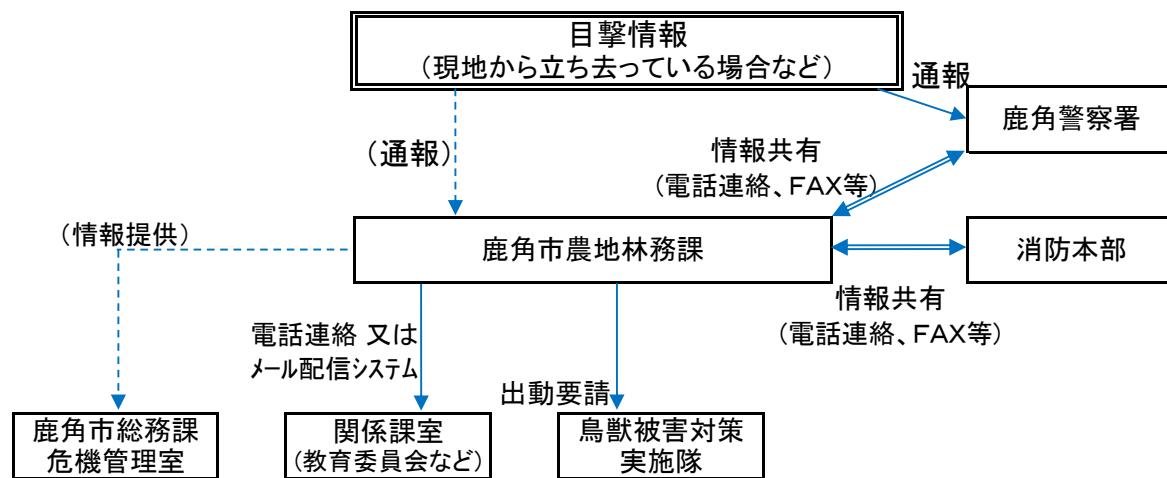
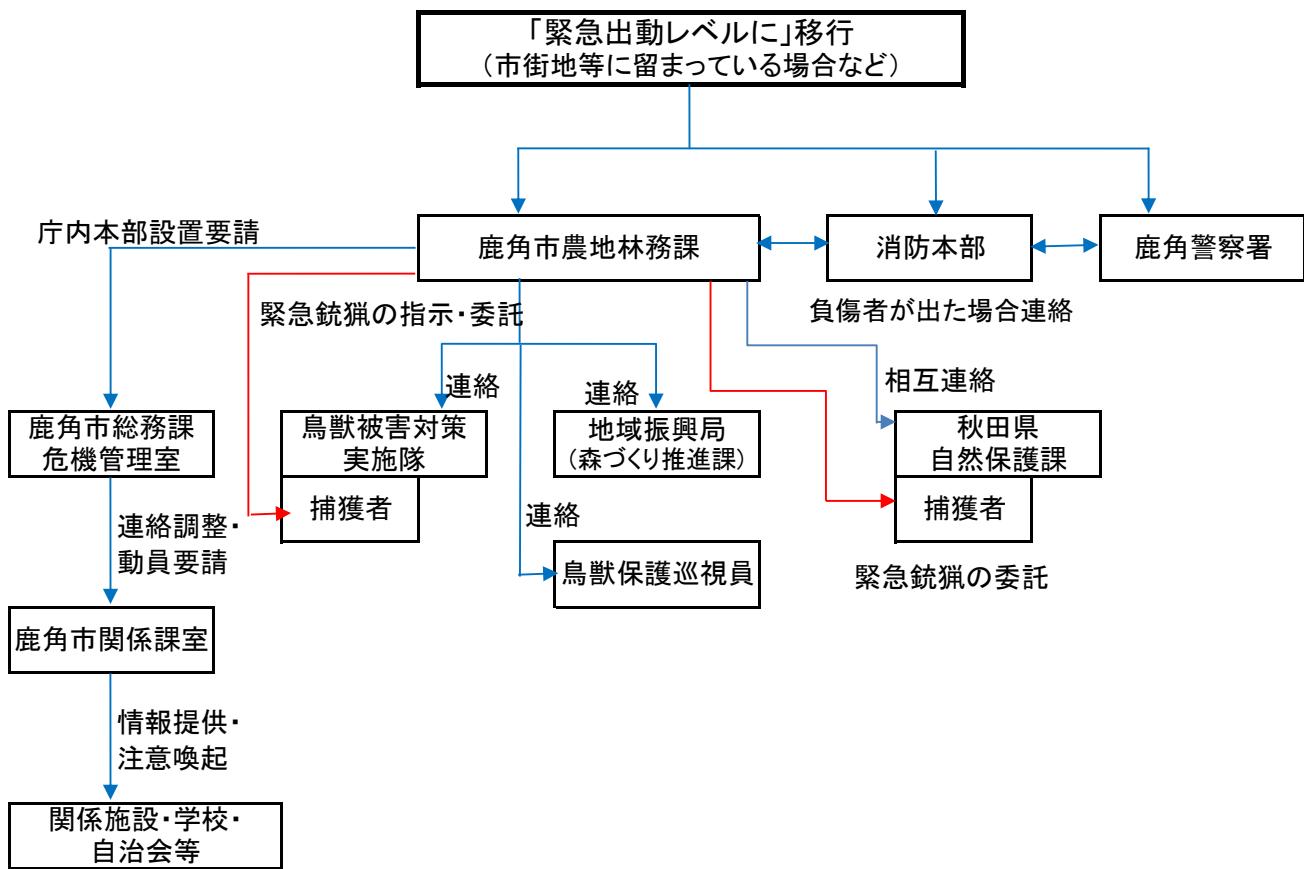


別表2 緊急連絡チャート

〔監視警戒レベル〕



〔緊急出動レベル〕



別表3 施設等の区分及び市の所管部署

	所管	八幡平地区	尾去沢地区	花輪地区	十和田毛馬内、錦木、末広地区	大湯地区
① 教育関連 施設	教育委員会 総務学事課 学事指導班	八幡平小学校 八幡平中学校	尾去沢小学校 尾去沢中学校	花輪小学校 花輪中学校 柴平小学校	十和田小学校 十和田中学校	大湯小学校
② 児童福祉 施設等	福祉保健 センター すこやか子 育て課 こども家庭 応援班	八幡平なかよし センター 八幡平児童クラブ	ハニーハムかづの 尾去沢児童クラブ	花輪さくら保育園 わんぱくハウス 児童センター(ブ'ザ') 子ども未来センター まちなか児童クラブ 花輪児童クラブ館 花輪にこにこ保育園 あおぞらこども園 柴平児童クラブ館	毛馬内保育園 鹿角カリック幼稚園 十和田児童クラブ 十和田わくわく児 童クラブ 錦木保育園	大湯児童クラブ
③ 自治会等	生活環境課	警戒区域に関する自治会				
④ 老人福祉 施設	福祉保健 センター あんしん長 寿課 福祉総務課	鹿南の郷 グループホーム くおん 老人保健施設い こいの里 デイサービスセ ンターゆぜ温泉 湯瀬ふれあいセ ンター（福祉総 務課）		高齢者センター(ブ'ザ') かみはなわ 老人保健施設大深 グループホームなで しこ 東恵園 東恵園地域生活支援 センター 和光園 グループホームみさと オアシスデイサービスセンター グループホーム仁愛 老人保健施設けいあ い 鹿角中央病院デイサ ービスセンター ショートステイはな わあいの	老人保健施設けま ない ショートステイ大 寿十和田 鹿角微笑苑 すえひろデイサー ビスセンター 月山の郷 たぐちさんの家	温泉保養館おお ゆ ケアホームおお ゆ ぐるーぶほーむ せきがみ 有料老人ホーム 北の郷 湯都里（老人福 祉センター・福 祉総務課）
⑤ 医療関連 施設	福祉保健 センター すこやか子 育て課			鹿角中央病院 かづの厚生病院 大里医院 三ヶ田内科循環器科 医院 なかの消化器内科ク リニック 長橋内科胃腸科医院 いけがみレディース クリニック こいづみ眼科 ホーラルクリニックかづの おりと歯科医院 山内歯科医院 駒ヶ嶺歯科医院 近江歯科クリニック 昆歯科医院 花のまち歯科医院 あんどう歯科医院 石木田歯科医院	福永医院 八幡歯科医院 小野寺歯科クリニ ック 田子歯科医院 ちゃこ歯科クリニ ック	大湯リハビリ温 泉病院 かづの大湯歯科 診療所 なら歯科医院

	所管	八幡平地区	尾去沢地区	花輪地区	十和田毛馬内、錦木、末広地区	大湯地区
⑥ 障害者支援施設等	福祉保健センター 福祉総務課	はなわ地域生活支援センター		障がい者総合サポートセンター（プラザ） 東山学園 比内支援学校かづの校 障害者支援施設 (社会福祉法人花輪ふくし会鹿角親交会)	とわだ地域生活支援センター (社会福祉法人花輪ふくし会)	
⑦ 農業振興施設	農業振興課			農業総合支援センター 山村開発センター		
	農地林務課			柴平地域活動センター		
⑧ 観光商工業関連施設	産業活力課			交流プラザ 鹿角花輪駅前観光案内所 鹿角観光ふるさと館 まちなかオフィス かづの商工会 花輪定期市場		大湯温泉総合振興プラザ 湯の駅おおゆ
⑨ 市民センター	生活環境課	八幡平市民センター 谷内地区市民センター 湯瀬体育館	尾去沢市民センター かなやまアリーナ	交流センター 花輪市民センター	十和田市民センター 錦木地区市民センター	大湯地区市民センター
⑩ 社会教育施設等	教育委員会 生涯学習課			文化の杜交流館 花輪図書館 歴史民俗資料館	十和田図書館 先人顕彰館	
⑪ スポーツ施設	教育委員会 スポーツ振興課		城山野球場	記念スポーツセンター アメニティ俱楽部ハウス		

※対象施設に異動があったときは、所管部署より農地林務課に連絡し情報共有するものとする。

別表4 捕獲環境要件チェックリスト

チェックリスト

確認事項
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 関係者の意思統一はできているか<input type="checkbox"/> 方針は関係者に確実に伝わっているか<input type="checkbox"/> 住民の避難措置はできているか<input type="checkbox"/> 付近の交通規制措置はできているか<input type="checkbox"/> 射撃方向の安全は確保されているか<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 関係者や通行人等はいないか<input type="checkbox"/> 建造物等がないか あるとすれば避難は済んでいるか<input type="checkbox"/> 跳弾による危険はないか (岩などの硬いものや水面に注意)<input type="checkbox"/> 流れ弾による危険はないか (安土等の存在、見渡す限りの障害の有無等)

《全ての項目がチェックされていますか》

別表5 緊急銃猟実施体制

役割	対応者	内容
①捕獲者	鳥獣法施行令による緊急銃猟の実施者の要件を満たし、緊急銃猟の射手の受託の意思がある者	緊急銃猟の射手となる。 命中しても動きが止まらない可能性を踏まえ、複数名の射手がいることが望ましい。複数名いるときは、あらかじめ、射撃の順番を定めておく。
②捕獲者をサポートする者	捕獲者に準じた捕獲の技術を有する者	射手とともに行動し、現場で射手をサポートする。
③緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	鹿角市職員	緊急銃猟の実施のために必要な確認、判断を行い、現場指揮を行う。 射手とともに、危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④通行規制を行う者	鹿角市職員 鹿角警察署 鹿角市鳥獣被害対策実施隊	道路等において、通行規制を行う。 規制の手順については、緊急銃猟ガイドラインに従う。
⑤住民への避難を呼びかける者	鹿角市職員 鹿角警察署 鹿角市鳥獣被害対策実施隊	付近の住民へ避難を呼びかける。
⑥緊急銃猟の様子を記録する者	鹿角市職員 鹿角市鳥獣被害対策実施隊	緊急銃猟の様子を動画撮影して記録する。
⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者	鹿角市職員	緊急銃猟や土地の立ち入りの際に、場所の管理者、地権者との調整を行う。
⑧広報を行う者	鹿角市職員 鹿角警察署	ホームページや防災メール、広報車で、緊急銃猟の実施について広報を行う。 ホームページ等への掲載、配信は、市役所庁舎内に関係職員がいるときは、その職員が行う。
⑨原状回復を行う者	鹿角市職員 鹿角市鳥獣被害対策実施隊	土地の復旧等 捕獲個体の処分
備考		

関係法令等（抜粋）

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（緊急銃猟）

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外の者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。
- 3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施せるものとする。
- 4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の

規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないよう当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

- 2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができる。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

(損失の補償)

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。
- 3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。
- 5 前項の訴えにおいては、市町村（特別区を含む。）を被告とする。

(銃猟の制限)

第38条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」と

いう。) をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りではない。
- 3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)

(緊急銃猟を実施する者の要件)

第四条 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻醉銃猟（次項において単に「麻醉銃猟」という。）であるもの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。）を受けた者であること。
 - イ 装薬銃 第一種銃猟免許
 - ロ 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許
 - 二 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。
 - 三 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（次項において「危険鳥獣等」という。）の捕獲等（法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。次項において同じ。）をした経験を有すること。
 - 四 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるとときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。
- 2 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻醉銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

(緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続)

第五条 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しよ

うとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならない。
- 3 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。
- 4 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

○秋田県 有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領（抜粋）

9 その他

- (7) ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可については、本要領各項及び別記2により取扱うものとする。

別記2 ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可の取扱いについて

2 市町村に捕獲許可権限がある場合について

「人への被害を防止する目的」で捕獲を行う場合は、緊急的にツキノワグマの捕獲を行う必要性が高い、以下の事例に該当する場合とする。

許可手順については、原則、図-1により取り扱うものとしているが、緊急時の場合は、電話連絡等による口頭での申請も認めるものとし、その許可手順については、図-2により取り扱うものとする。

(3) 市街地、集落内等に出没した場合

- ① 人が現に在住する住居敷地内や家畜のいる畜舎の内部に侵入した場合
- ⑤ 通学路を横断した場合又は通学路に近接する地域に出没した場合
- ⑥ 学校、病院等の人が滞在し、若しくは活動している施設等又はその敷地内に侵入した場合

○刑法（明治40年法律第45号）

（緊急避難）

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、

又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雜踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

第10条 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他の正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

一 第4条第1項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

[参考]

表 13 緊急銃獵時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃獵を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。</u> 例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃獵以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃獵以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第 34 条の 4) 地域住民の避難は行われたか (法第 34 条の 4) 広報 (HP や SNS、防災無線等) は行われたか (政令) 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令) 鉄道を含む場合は、鉄道管理者へ協議が行われたか (政令) 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて) 射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか 緊急銃獵を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃獵を実施する場所、緊急銃獵の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃獵の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 3) 緊急銃獵を委託する者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 2) 緊急銃獵の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

[参考]

表 17 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月　　日		
名　前		

- ※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻醉銃猟にあっては、例えば、誤認捕獲個体への麻醉銃猟の経験も含まれる。）
- ※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

[参考]

ツキノワグマ出没点検マニュアル

1. 目的

ツキノワグマが生活圏等への出没を繰り返している集落周辺等の点検を行い、各地域において効果的な対策を検討することを目的とする。

2. 点検地域、箇所

- (1) 要注意メッシュ内
- (2) 有害許可捕獲又は許可申請がある地域
- (3) 目撃情報の複数ある地域、箇所（美の国あきた「ツキノワグマ情報」参考）
- (4) 山林に近接している公共施設等の周辺地域

3. 点検の手順、方法

- (1) 地図や衛星画像写真等を参考に、事前に点検ルートを検討する。
- (2) 徒歩と目視によりクマ出没対策点検シートを活用し現地の点検を行う。
- (3) 所要時間が1時間から2時間程度で点検できる範囲とする。
- (4) 現地の点検結果はクマ出没対策点検シートに記入する。
- (5) 携行品

- ①クマ出没対策点検シート
- ②住宅地図、衛星画像写真（GIS等活用）
- ③カメラ
- ④鈴、ホイッスル、クマスプレー

※点検は複数人で実施すること。

4. 点検実施者

地域住民（自治会役員等）、市町村、県、警察、猟友会、その他関係者

※行政職員が地域住民等関係者への指導、助言を行い、点検実施者間で情報を共有する。

5. 各種対策の実施

- (1) 草刈り (2) 除間伐 (3) 誘因物の除去 (4) 動物駆逐用煙火の使用
- (5) 注意喚起看板設置 (6) 電気柵の設置 (7) その他

※各種対策実施の優先順位を検討し、短期的に可能な対策や時間を要する対策を整理し、実施可能な対策は速やかに実行に移すようとする。

クマ出没対策点検シート

地区名

クマの餌（誘因物）の点検

種類	有無	場所	可能な対策	実施者	実施可能
廃棄果実					
野菜					
コンポスト					
ゴミステーション					
米ぬか					
味噌					
漬物					
・春～初夏の実					
桜の実					
グミの実					
桑の実					
・夏の実					
木イチゴ					
蜂の巣					
・秋の実					
クルミ					
栗					
スモモ					
モモ					
トウモロコシ					
リンゴ					
柿					
・その他の果実					

クマの隠れやすい場所等の点検

種類	有無	場所	可能な対策	実施者	実施可能
手入れがされていない林					
耕作放棄地					
河川の藪状箇所					

※実施可能欄は、可能：○ 要検討：△ 不可能：× 等を記入